

漏水による上下水道料金の減額について

減額のしくみ

公道に埋設されている配水管から分岐した給水管や、ご家庭の水道設備はお客様の財産であり、お客様ご自身で管理・修繕していただくものです。(草加市水道事業給水条例第24条)

このため、水道メーターで計量した水量に漏水分が含まれていても、その水量に対する上下水道料金は原則としてお客様のご負担となります。

しかし、地中や壁中などの露出していない給水管からの漏水は、お客様が適切な管理をされていても発見が困難なときがあり、漏水分を含む水量の上下水道料金が高額になるとことがあります。

そのため、漏水の修繕を行い、一定の基準を満たすときに限り、上下水道料金の減額を受けられるしくみがあります。(給水条例第27条、使用水量の決定に関する事務取扱要領第2条第3号)

なお、漏水の修繕にかかる費用は、お客様のご負担となります。

減額の対象となるもの

- ・ 地下漏水 (地中にある管からの漏水) 又は壁中での漏水。

減額の対象とならないもの

- ・ 草加市指定給水装置工事事業者以外で修繕を行ったとき。

給水装置工事は、市指定の事業者が行うものと定められています。(給水条例第7条第1項)

- ・ トイレや給湯器などの設備不良による漏水のとき。

例) トイレレバー、トイレタンク内ボールタップ故障などによる漏水は減額対象となりません。

- ・ 故意又は過失と認められる漏水のとき。
- ・ 漏水の事実を知らず放置していたとき。
- ・ 給水装置工事の竣工1年以内に漏水したとき。
- ・ 漏水修繕後、1年以内に同一箇所から漏水したとき。

適用の基準

- ・ 減額の対象となる料金は、修繕前後の2回分を限度とします。
- ・ 減額は、対象月の前6か月の平均使用水量、その他を考慮し決定します。

漏水により増えたと考えられる水量すべてを減量するのではなく、お客様にも一部をご負担いただきます。

過去の平均使用水量と漏水分を含む月の水量を比較し、水量の増加が見られないときや、漏水分を含む水量が基本料金の範囲内(2か月で20m³以下)のときは減額となりません。

提出書類

『水道使用水量更正申請書』に必要事項を記入の上、水道営業課へ提出してください。

注) 記載もれや修繕内容に不明な点があるときは、再度提出をお願いすることがあります。

お問合せ・提出先

草加市上下水道部 水道営業課

〒340-8555 草加市氷川町2-1-18番地5

電話 048-927-2220 FAX 048-927-1561